

今治歴史散歩

大成 経 凡

第七回 今治の新田開発と地均制

今治の埋もれた、魅力ある歴史文化を紹介するコーナーです。第7回は、今治地域の新田開発と、藩の年貢徴収制度を紹介し、江戸時代の租税の一端を歴史散歩したいと思います。

●今治地域の新田開発

寛永一二（一六三五）年、松平定行・定房兄弟が伊予松山・今治藩を領有するにあたり、今治地域は両藩によって二分されることとなります（現在の桜井地区と朝倉地区は、両藩の村々が混在）。

税収をあげたい藩側と、耕作地を増やしたい領民との思惑が重なり、江戸時代初期・中期にかけて、今治でも盛んに新田開発が行われました。主な事例としては、近見地区の大新田や大島の幸新田などがあり、これらは開発で石高が増し、独立した村へと昇格しています。

今治藩の表向きの石高は三万五千石ですが、実際は五千石ほどの新田高が別にありました。このため、新旧耕作地が融合する中、生産性や地域性に応じた、新たな年貢

徴収制度が求められました。

●松山藩から学んだ地均制度

今治藩が従来の手法を抜本的に改めるのは、三代藩主定陳の代、元禄五（一六九二）年のことです。当時、松山藩で成功を収めていた地均制度を導入します（野間郡代官の林源太兵衛が提案）。

これは、すべての耕作地を個人の管理からはずして村の共同管理とし、公平に測量して面積を出します。調査には、耕作地を所有する百姓全員とともに、松山藩の役人や庄屋も立ち会い、田畑一筆ごとの生産能力を評価。次に、生産力に差のある土地を平均的に組み合わせ、一定単位の組をつくるなどしてクジ引きで分配します。

この結果、個人持高に変化はなく、土地の品位が平均化されます。また、耕作場所の分散が、自然災害のリスク分散にもつながり、税負担の公平化が図られて、耕作者に活力が生まれました。

●出作地をめぐる朝倉地域の訴訟

今治藩の地均は、玉川地域の別所村・八

幡村で始まり、瞬く間に領内に波及しますが、元禄六（一六九三）年に朝倉地域で奇妙な問題が発生しています。

今治藩の記録『今治拾遺』によると、領内の朝倉中之村（朝倉北・朝倉南）に、松山藩・朝倉下村住民の耕作地が三〇町歩ほど存在し、その多くが甚蔵のものと判明。こうした耕作地を出作地といい、積極的な新田開発が生んだ副産物といえます。甚蔵は、今治藩の測量調査に応じず、中之村の地均導入は頓挫してしまします。

甚蔵は、寛永九（一六三二）年に朝倉南地区の野々瀬ヶ原、同一七（一六四〇）年に桜井・長沢地区の新田開発を行った石丸忠兵衛の子孫と思われる。野々瀬の開発は、松平兄弟の伊予領有以前のものでした。この一件は、藩をまたいだ訴訟へと発展し、吟味の結果、下村にも中之村の出作地が二町歩あることが判明。やがて両村の間で示談が成立し、出作地は現地の藩に差し上げとなりました。



松平定陳の墓
(今治市古国分／今治藩主霊廟)



石丸忠兵衛の開墾記念碑
(JR桜井駅裏の畑)